

平成29年10月1日から

『青森労働局雇用保険電子申請事務センター』

で青森県内の雇用保険電子申請事務を集中して処理します。

事業主が各ハローワークで行っている雇用保険申請手続き（資格取得届、資格喪失届、雇用継続給付等）の負担軽減を図り、申請受理から審査・決定までの事務処理を迅速化するため、青森県内における電子申請事務処理を上記センターで集中して実施します。

電子申請ならこんなメリットが！

チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。

自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。



365日、24時間いつでも申請できます。

来所での往復や待ち時間がなくなり、時間・コストの削減になります。

個人情報の持ち運びが不要で、個人情報の漏えいを防止できます。

ご注意ください！！

- 電子申請の申請先は、従来と変更なく管轄のハローワークとなりますので、電子申請画面（基本情報画面）の申請先は、管轄のハローワークを選択してください。
- 申請・届出内容によっては、当センター又は管轄ハローワークから連絡させていただく場合があります。

青森労働局 雇用保険電子申請事務センター

青森市青柳1-1-2 青森港湾合同庁舎2階

電話：017-718-2822

F A X：017-718-2823

開庁日：土日、祝日、年末年始を除く平日 午前8時30分～午後5時15分



雇用保険電子申請はこんな手続です！

電子申請がさらに利用しやすくなりました

電子政府の総合窓口「e-Gov」から申請・届出が可能のため、雇用保険の各種手続きがインターネットで、どこでも安心・便利に利用できます。

電子申請とは

電子申請とは、ハローワークの窓口で受け付けていた申請・届出等をオフィスのパソコンからインターネットを利用してオンラインにより行うことです。

電子申請を利用するためには

電子申請を利用するためには、「電子署名」が必要であり、あらかじめ「電子証明書」を取得していただく必要があります。

「電子署名」とは、書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上において行うものです。また、「電子証明書」とは、電子手続き上の印鑑証明書です。

※ なお、「電子証明書」の取得には、別途費用が必要となりますので、詳細は電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページ(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

電子申請ができる手続き

「資格取得届」「資格喪失届」「資格喪失届（離職票交付あり）」「高年齢雇用継続給付関係」「育児休業給付関係」「介護休業給付関係」の手続きについて電子申請が利用できます。

電子申請を利用する際の照合省略に

電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する際に、照合省略の認可を受けることにより、賃金台帳等の添付書類の省略が可能になります。（離職理由を確認するための書類は省略できません。）

照合省略の認可には、「過去の取扱実績から見て、事務処理担当者の能力が高く届出書の記載内容に信頼性が高いと認められるもの」等の一定の条件があります。詳しくは、管轄のハローワークでご確認ください。

電子申請による「雇用保険者資格取得届」の場合〈例〉

電子申請にあたって、添付書類は原則必要ありませんが、必要に応じて、ハローワークから書類の提出を求める場合がありますのでご協力ください。なお、事業主が新たに適用事業を開始したことに伴う初めての届出の場合は、添付書類が必要です。